

国家戦略特区 検討要請回答

規制改革事項	農地転用許可の権限移譲
提案者	東京圏、養父市（区域計画素案） 秋田県、埼玉県、愛知県等連名、三重県、鳥取県、非公表

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
関係法令	農地法第4条、第5条

提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用に係る許可権限を農林水産大臣から都県知事、都道府県知事から市町村長に移譲する。 ・農地転用に係る許可権限を区域会議に移譲する。
提案に対する回答	<p>農地転用許可権限については、地方分権改革有識者会議の農地・農村部会において、全国的な対応について検討が行われているところである。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法改正法の附則第19条の規定及び昨年12月の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）も踏まえ、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討等と併せて検討を行っていくこととしている。</p>

【関係法令抜粋】

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第五項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合(地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第四項において同じ。))には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。